

65歳以上の方の介護保険料

令和6年度から令和8年度の介護保険料額は、角田市における要介護認定者や介護サービス利用見込み・総費用等に基づき算出されております。

令和8年度の介護保険料額は、賦課期日の世帯構成による世帯員の住民税の課税状況と合計所得金額等に応じて、下表のとおり、段階別に決まります。

●令和8年度介護保険料

所得段階	対象者	1か月あたりの保険料(円)	年額保険料(円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税※の方 ・世帯全員が住民税非課税※で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が826,500円以下の方	1,653	19,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税※で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が826,500円超から120万円以下の方	2,813	33,700
第3段階	世帯全員が住民税非課税※で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	3,973	47,600
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税※で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が826,500円以下の方	5,220	62,600
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税※で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が826,500円超の方	5,800	69,600 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,960	83,500
第7段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,540	90,400
第8段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,700	104,400
第9段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	9,860	118,300
第10段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	11,020	132,200
第11段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	12,180	146,100
第12段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	13,340	160,000
第13段階	本人が住民税課税※で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	13,920	167,000

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除をする前の金額。ただし、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、特別控除後の金額、また、第1～5段階の人は、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用いる。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

※令和8年度介護保険料算定における住民税の課税・非課税判定につきましては、裏面の「令和8年度介護保険料の特例措置について」をご覧ください。

保険料の納め方

保険料は、原則、年金からの天引きとなります。
ただし、年度途中で65歳になった方等の場合は、一時的に納付書等で納めていただきます。
保険料についての通知は、税務課より送付されます。

介護保険に関するお問い合わせ先

- ◎認定・給付・所得段階別の保険料の設定に関することは、
介護支援課 介護保険係（Tel 63-2151）へ。
- ◎本人の保険料の額の決定・通知・徴収に関することは、
税務課 保険税係（Tel 63-2114）へ。

令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応する観点から、住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

一方で、介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで市町村において保険料収入を見込んだうえで事業運営を行っております。介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としていきますので、今回の税制改正により介護保険料収入が減少し、現在の第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）において、保険料収入不足により事業運営に支障が出る事態を避けるため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）の規定について、税制改正の影響を受けないよう所要の改正が行われました。

具体的には、令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、また住民税の課税・非課税段階の判定についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。

そのため、税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は「課税」と判定されることがあります。

介護保険制度を持続していくための措置となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。